

川西町第 8 次高齢者福祉計画及び
第 7 期介護保険事業計画策定のための
現行計画進捗等確認一覧

平成 2 9 年 9 月
川西町

目 次

◆介護保険事業の現状と今後の方向（第5章）	1
1 一般介護予防事業の実施	1
（1）介護予防把握事業	1
（2）介護予防普及啓発事業	1
（3）地域介護予防活動支援事業	2
（4）一般介護予防事業評価事業	2
（5）地域リハビリテーション活動支援事業	2
2 包括的支援事業の実施	3
（1）介護予防ケアマネジメント事業	3
（2）総合相談支援事業	3
（3）権利擁護事業	4
（4）地域ケア会議の推進	4
（5）在宅医療・介護連携の推進	5
（6）認知症施策の推進	6
（7）生活支援サービスの体制整備	6
3 任意事業の実施	7
（1）介護給付等費用適正化事業	7
（2）家族介護支援事業	7
（3）高齢者の生きがいと健康づくり事業	8
（4）成年後見制度利用支援事業	8
（5）住宅改修支援事業	8
（6）地域自立生活支援事業	8
4 地域包括支援センターの役割と日常生活圏域の設定	9
（1）地域包括支援センターの役割	9
（2）地域包括支援センターの業務	10
◆高齢者の健康づくりと生きがい対策（第6章）	11
第1節 高齢者の健康づくり	11
1 特定健診・特定保健指導	11
2 健康増進事業	11
3 健康づくり支援	11
第2節 社会参加活動の支援	12
1 生きがい就労の支援	12
（1）シルバー人材センターの活動促進	12
（2）高齢者の雇用促進のための啓発	12

2	生きがいづくり	12
(1)	老人クラブ	12
(2)	生涯学習	13
(3)	文化活動	13
第3節	高齢者を支える地域づくり・まちづくり	14
1	高齢者への理解の促進	14
(1)	啓発・広報	14
(2)	福祉教育	14
(3)	世代間交流	15
2	高齢者を支える人材・組織	16
(1)	民生委員・児童委員	16
(2)	民間ボランティア	16
(3)	社会福祉協議会	17
(4)	高齢者の見守り・支援	17
3	高齢者の安心・安全な暮らし	18
(1)	歩行空間・道路環境の整備	18
(2)	公共施設の整備、改善	18
(3)	高齢者向け公営住宅の整備・設計（バリアフリー化）	18
(4)	民間住宅の整備	18
(5)	医療対策	19
4	福祉基盤の確保	19
(1)	養護老人ホーム	19
(2)	老人憩いの家	19
◆	計画の円滑な推進のために（第7章）	20
第1節	サービス基盤の整備の確保	20
1	人材の確保と質の向上	20
2	公平・公正な要介護認定体制の確立	20
第2節	正確な情報の提供と意識の啓発	20
第3節	苦情の解決	21
第4節	相談体制	21
第5節	サービスの質の確保	21
第6節	庁内体制の整備	22

◆介護保険事業の現状と今後の方向（第5章）

1 一般介護予防事業の実施

（1）介護予防把握事業

現状	今後の方向
平成27年度・28年度は、本人・家族や民生委員などからの相談を受けて、基本チェックリストを実施し、二次予防事業対象者を把握しました。 また、二次予防事業継続参加者に基本チェックリストを毎年実施し、把握しました。	本人・家族や民生委員など、他機関との連携を図りながら対象者を把握します。 また、短期集中運動教室や、出前講座などで基本チェックリストを実施し、介護予防が必要な高齢者を把握し、事業の紹介などを行います。

（2）介護予防普及啓発事業

現状	今後の方向
●すこやか生き活き講座 物忘れ予防と転倒予防を目的とした教室で、読み・書き・計算・体操・コミュニティ（交流）を実施しており、出席率の高い教室となっています。	認知症高齢者の増加も予測されることから、今後も事業を継続していきます。
●出前講座 主に老人クラブ等からの要請を受ける形で、体操や認知症などのお話しをする講座を開催しています。 特に体操の講座では、顔見知りの人たちと、公民館で体を動かすことを楽しまれ、日々の健康づくりへの意欲づけの機会となっています。運動意欲が高まって、地域のグループで短期集中運動教室につながることもあります。	高齢者のニーズにあった体操や認知症以外の栄養や口腔などのテーマも取り入れて実施します。
●短期集中運動教室 平成28年度から短期集中運動器の機能向上事業として開始し、週1回3ヶ月間運動に取り組む教室です。平成29年度から現事業となり、一般高齢者に加	事業効果の周知を行い、未実施地域へ働きかけて、幅広い参加者を得られるようにしていきます。

現状	今後の方向
え、要支援・要介護認定者も参加可能となりました。 教室終了後に自主体操グループに移行し、地域で住民運営の健康づくりの場に発展することをねらいとして取り組んでいます。 参加者の満足度も高く、別の教室の参加者から口コミで話を聞いて参加を希望したという人が多くいます。	

(3) 地域介護予防活動支援事業

現状	今後の方向
●自主体操グループ支援プログラム 短期集中運動教室終了後のグループに対して、町の高齢者を取り巻く現況と将来像をお伝えし、集団と個人の双方向から見た運動継続の有効性に気づいていただき、地域で自主グループによる運動継続をする意欲付けとしています。 個々レベルで運動習慣の心身への良い効果を実感して続けたいと思われたグループが自主体操グループ支援プログラムに乗って運動を続けています。	自主活動組織（自主体操グループ）の自由な意思決定・主体的な活動を尊重しつつ、介護予防の取り組みが効果的に継続して行われるよう、保健師や栄養士をはじめとして様々な専門職からのアプローチを行い支援します。 町保健センターの健康づくりの視点も得て、力強い自主活動組織を育成していきますが、さらにリハビリ専門職等の活用で自立支援に資する効果的な取り組みを進めていきます。

(4) 一般介護予防事業評価事業

現状	今後の方向
未実施	項目廃止

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

現状	今後の方向
未実施	自主体操グループ支援プログラムや地域ケア会議等で、リハビリ専門職等の派遣・関与を行います。 自主体操グループの継続性やモチベーションの維持・向上が図れるよう支援していきます。

2 包括的支援事業の実施

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

現状	今後の方向
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントでは、総合的な観点から課題を分析し、利用者や家族が課題解決に向けて主体的に取り組むことができるように、予防給付や介護予防・日常生活支援によるサービスだけでなく、家族や近隣協力者も含めたインフォーマルサービスを積極的に活用した介護予防サービス・支援計画書を作成します。 また、介護予防サービス・支援計画に基づいたサービス実施状況の把握及び評価、再アセスメントを行っています。 平成 28 年度は二次予防事業参加者を対象に、平成 29 年度以降は短期集中運動教室参加者を対象に、ケアプランを作成し、事業に参加してもらっています。目標を意識してもらおうとともに、健康に対する意識向上を図っています。	地域包括ケアシステムの構築とともに、高齢者の自立支援に資する適切なケアマネジメントが求められ手います。 その人らしい自立支援へ向けたケアプランを作成するためには、自立支援に向けた意識づけと多種多様な社会資源や支援の情報が必要です。 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、居宅介護支援事業所に委託することもあり、ケアプランチェックや研修等を通して、介護支援専門員の「気づき」を促し、「自立支援」に資するケアマネジメントについて意識付けを行っています。

(2) 総合相談支援事業

現状	今後の方向
住民への周知が図られるとともに、相談件数は増加傾向にあり、月平均 50 件程度の相談が寄せられています。 相談内容では、介護保険に関することが最も多く、約 3 割程度。次いで介護予防事業の展開に伴い、予防事業に関する事も約 3 割程度となっています。 初回は電話相談が多く、その後、訪問して詳しく話を聞きとり、サービスへつないだり、具体的な対応方法を話し合うことが多くなっています。	総合相談内容の分析から、地域ニーズを把握するとともに、各自治体・老人会等との地域ネットワークの構築や地域へのアプローチを積極的に行っていきます。 社会資源の把握に努め、関係機関への周知を図り、迅速に適切な支援へつなげる事ができるようにしていきます。

現状	今後の方向
地域に暮らす高齢者に関するさまざまな相談を受け止め、適切に対応することで高齢者が安心して生活できるように取り組んでいます。 総合相談に関しては、相談内容や相談者の年齢、地域などに分けて多角的に分析を行い、今後、さまざまな事業を展開していく上での資料としても活用できるようにしています。	

(3) 権利擁護事業

現状	今後の方向
地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。 高齢者の虐待防止ネットワーク会議において、関係機関の全体会議を行っています。 必要時には個別のケース検討会議を開催し、速やかな対応・連携を図っていきます。	高齢者虐待の防止や成年後見制度活用、消費者被害防止等の高齢者の権利擁護に関する住民への周知が不足しているため、住民説明会の開催や公民館などでのミニ講座を開催し、普及・啓発活動を強化していきます。 また、説明会や地域ケア会議等での講師または助言者として、専門相談機関の方を招いて、ネットワークの構築へつなげていきます。

(4) 地域ケア会議の推進

現状	今後の方向
平成 27 年度からケースの問題解決のために関係者が話し合う個別地域ケア会議を開催しています。民生委員、自治会長や関係機関への参加を依頼し、多職種が参画する地域ケア会議へと発展、充実させていきます。 平成 28 年度に 8 回の個別事例検討を行い、1 回の地域課題抽出のケア会議を行いました。	個別地域ケア会議では、困難事例解決のケースだけでなく、自立支援に注目したケースに取り組んでいきます。 会議の役割や目的、法的位置づけ、施策へのつながりなどを踏まえながら、参加者同士、意見交換をして地域課題を掘り起こしていきます。

(5) 在宅医療・介護連携の推進

現状	今後の方向
●国保中央病院圏域在宅医療・介護連携推進ワーキング会議 国保中央病院を核とした地域（磯城郡3町及び広陵町）の在宅医療と介護の連携に関する問題点や現状の課題等を共有し、国保中央病院及び地域医師会と広域的な連係体制の構築を図ることを目的にワーキング会議で協議を重ねています。	国保中央病院圏域在宅医療・介護連携推進ワーキング会議での検討を重ね、町内医療機関との連携を図りながら進めていきます。
●都道府県医療介護連携調整実証事業 入退院調整ルールを、東和医療圏域で、平成28年1月20日から運用を開始しています。 運用後の入退院調整ルールにおける現状や、病院とケアマネジャーの連携による効果と課題を把握するため、定期的なアンケートや調整会議に参画することで、良いルール作りを行っています。	入退院調整ルールにより、病院から在宅へのスムーズな移行ができるよう、病院とケアマネジャーの連携の強化を支援していきます。 東和医療圏域外でも同様の取り組みが始められています。
●かかりつけ医等の関係性の構築 入退院調整ルールを活用し、情報提供を行っています。情報提供を速やかに行う事で情報の共有がスムーズに行えるようになっていきます。 在宅医療に関するアンケートを町内医療機関に実施しました。	地域包括支援センターでは、必要時に同行受診するなど、かかりつけ医との連携を図り、かかりつけ医との関係性を構築していきます。 医療機関アンケートの集計・分析を行うとともに住民への在宅医療に関する意識啓発を行っています。

（６）認知症施策の推進

現状	今後の方向
認知症地域支援推進員を配置し、平成 29 年 8 月に川西町認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに設置し、第 1 回検討委員会を実施しました。 事業の概要と検討委員会の内容についてホームページに記事を掲載し住民周知を図っています。 平成 28 年 9 月からかわにしココロカフェを毎月 1 回開催し、毎回 15 名程度の参加者があります。また、住民ボランティアの協力を得ながら地域に根ざした活動となっています。	住民への十分な周知を、認知症理解を深める機会として行い、はじめの相談から訪問、受療、サービス利用まで、速やかに対応する体制を整えます。 関係機関との連携も積極的に図っていきます。 認知症の人及び家族の人の支援として、家族支援事業の検討を行います。

（７）生活支援サービスの体制整備

現状	今後の方向
平成 28 年度に生活支援コーディネーター（地域包括支援センター）を配置し、協議体設置に向け、町、社会福祉協議会、地域包括支援センターで研究会発足しました。 医師、サロン代表、一般住民、NPO 法人、社会福祉協議会等の多様なメンバーが協議体の構成員となり、高齢者の生活支援について情報交換・情報共有する場として平成 29 年 2 月に協議体を設置し、平成 29 年度は地域課題の抽出をテーマに年 4 回開催します。 また、生活支援コーディネーターを中心として、地域の行事やサロン、施設などの社会資源の調査やネットワークの構築を行っています。	地域課題の解決に向け、住民同士の支え合いを推進するとともに生活支援・介護予防サービスの創出、サービス支援の担い手の発掘、養成に取り組みます。 今後は地域住民への地域包括ケアシステム構築や住民同士の支え合いといった意識啓発が必要です。

3 任意事業の実施

(1) 介護給付等費用適正化事業

現状	今後の方向
●介護給付費通知 毎年4回(3ヶ月に1回)介護給付費を対象者に通知しています。	次期計画において、町の「介護給付適正化計画」を定める際に、この内容を位置づけることになります。
●ケアプランチェック 【平成27年度】 平成26年4月から平成27年3月に新規で居宅サービス計画作成依頼届出のあった13事業所を対象にケアプラン(第1表・第2表・サービス利用票)を回収・確認し、特に留意すべき事項や良い点について<総評>として郵送にて通知し、ケアマネジャーに対して適正な給付提供に係る気づきを促しました。 【平成28年度】 人員不足のため実施できませんでした。	回収するケアプランのテーマを決め、的を絞った確認を実施します。(例：生活援助の利用、限度額超過プラン、福利用具貸与のみの利用等) 平成30年度から居宅介護支援事業所が町の指定となることから、管内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーの資質向上に焦点をあてた取り組みを行います。 介護予防支援(介護予防ケアプラン)の居宅介護支援事業所委託分については、地域包括支援センターの関与を強め、自立支援に向けたプランとなるようにケアマネジャーの支援を行います。

(2) 家族介護支援事業

現状	今後の方向
●家族介護用品支給事業 支給要件に該当する申請者に対し必要な介護用品(紙おむつ)を支給しています。	国の通知に基づき支給要件の見直し(中重度要介護者、低所得者を対象とする内容等)、市町村独自事業等への移行を検討していく必要があります。
●家族介護慰労事業(実績なし) 要介護4又は要介護5の在宅高齢者は、いず	事業の存続自体を検討する必要性が考えられます。

れかの介護保険サービスを利用しており、現在までこの事業に該当する者がいませんでした。	
--	--

(3) 高齢者の生きがいと健康づくり事業

現状	今後の方向
【平成 28 年度】 保健センターと連携しながら、おとこの家事・料理教室やメイク教室を実施しました。 【平成 29 年度】 保健センターにおいて、若年層も対象とした男性料理教室として実施しています。(長寿介護課において予算計上)	関係課との連携及び調整のうえ実施していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

現状	今後の方向
町の介護保険パンフレットに記事を掲載し、制度の普及啓発を図っています。 窓口での相談対応を行っています。 成年後見制度町長申立による経費や成年後見人等の報酬について助成しています。(1 件)	地域包括支援センターとの連携を図りながら、今後も取り組みを継続していきます。

(5) 住宅改修支援事業

現状	今後の方向
要件に該当する者から補助申請があった場合に、1 件あたり 2,000 円を助成しています。	今後も現行のまま取り組みを継続していきます。

(6) 地域自立生活支援事業

現状	今後の方向
(1) 「食」の自立支援事業 申請に基づきアセスメントを実施し、要件に該当する場合に配食サービス事業者 2 箇所に事業を委託し、安否確認を兼ねた昼食の提供を行っています。(利用者負担 400 円) (2) 高齢者緊急通報システム運営事業(経過措置適用者のみ) 平成 18 年度に同事業は廃止しており、それ	(1) 「食」の自立支援アセスメントを適正に実施し、低栄養の改善を目的に継続していきます。 (2) 経過措置者のみの対応。

までに利用されている方に対して継続して利用できるように支援しています。 (3) 高齢者等見守りネットワーク事業 平成 27 年度から開始し、登録事業者は 26 箇所です。 登録事業者からは現在までに 2 件の報告を受理しています。 (4) グループホーム家賃等助成事業 申請に基づく助成を行っています。	(3) 町内事業所、寺社、コンビニ等への普及啓発を実施し、ネットワークの拡充を図ります。 (4) 今後事業継続について検討していきます。
--	--

4 地域包括支援センターの役割と日常生活圏域の設定

(1) 地域包括支援センターの役割

現状	今後の方向
川西町では、地域包括支援センターを 1 箇所設置し、平成 18 年度当初から町直営で実施してきましたが、平成 28 年度以降は社会福祉法人いわれ会に業務を委託ししています。3 職種を配置し、より専門性の高い関わりがもてるようになっており、地域包括支援センターの機能強化を図っています。	今後も地域包括支援センターを専門職が確保できる事業者へ委託し、連携を図りながら体制整備を行います。 また、住民に対しての周知活動のため、広報やホームページを通じて連載記事を掲載するなどの活動に取り組みます。
包括的支援事業等の基本業務に加え、重点的な取り組みとしては、以下の 4 つが挙げられます。2 (4) (5) (6) (7) 参照。 (1) 地域ケア会議の推進 (2) 在宅医療・介護連携推進事業 (3) 認知症総合支援事業 (4) 生活支援体制整備事業	地域包括ケアシステムを構築するために、地域住民や関連機関とのネットワークづくりや地域づくりを進めていきます。 具体的には、2 (4) (5) (6) (7) 参照。

(2) 地域包括支援センターの業務

現状	今後の方向
川西町では日常生活圏域に一つの地域包括支援センターが設置され、包括的支援事業を始めとする地域支援事業に取り組んでいます。 主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種に加え、生活支援コーディネーターが配置され、それぞれの専門性を活かすとともに、互いに相談・協力し合うことで多角的な視野から業務を行っています。 また、管理者を中心とした事業計画の策定や職員の資質向上など、組織マネジメントを役場と連携して行うことで、より効果的に業務を行うように努めています。 専門職3職種を配置できる法人に業務を委託することにより、より専門性の高い安定した業務の実施につながっています。	地域包括支援センター業務全体でPDCAサイクルを意識した事業計画の見直しを行い、町との連携強化を図っていきます。
●地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターが公平・中立に運営が行われているかを評価します。 平成28年度業務については、自己評価を行い、町の支援の方向性を確認しています。

◆高齢者の健康づくりと生きがい対策（第6章）

第1節 高齢者の健康づくり

1 特定健診・特定保健指導

現状	今後の方向
【特定健康診査及び後期高齢者健康診査】 ・個別健診・・・毎年度5月1日～1月31日まで 奈良県が指定する健診実施医療機関 ・集団健診・・・年6回 ※ただし、30～39歳の方は集団健診しか利用できません。 【特定保健指導及び健康相談】 健診結果で、メタボリックシンドローム該当者と判断された場合に6ヶ月間の特定保健指導を実施。 その他の方は、受診後、希望に応じて健康相談を実施。	第二期計画の評価を現在行っているところです。 平成30年度からの取り組みについては第三期計画を策定する予定です。 （※平成30年度からの計画（目標値）は、現在、計画策定中のため未定です。）

2 健康増進事業・3 健康づくり支援

現状	今後の方向
（検診等） がん検診の受診率向上に向けて、コール・リコール事業やクーポン事業等を行います。 （健康相談） 喫煙・CKD重症化予防対策として、平成29年度より相談事業の拡充。 （健康教育） 減塩教室は、平成29年度より幼稚園保護者等（外部団体）にむけて実施する予定。 （健康づくり活動） 健康サポーターの養成は、3年に1回行っています。 平成29年は、養成を行っています。	健康かわにし21計画の中間評価を行い、健康課題別の指標を評価していく予定です。 それを踏まえて、事業内容の再検討などを行っていきます。

第2節 社会参加活動の支援

1 生きがい就労の支援

(1) シルバー人材センターの活動促進

現状	今後の方向
磯城郡シルバー人材センターにおいて、第一線を退いた高齢者が、就業を通じて健康の保持と社会参加の機会を得るという趣旨のもと、新会員の入会促進及び仕事の発注件数の増加と会員の就業率の上昇に努めています。 行政としては、磯城郡3町でその負担金を分担し運営補助金として支出しています。 平成28年度末の磯城郡シルバー人材センターの登録会員数は277人（うち川西町は31人）で、就業率は88.4%となっています。	今後高齢化がますます進行する中、高齢者自身が貴重な社会資源として自身の能力を発揮でき介護予防・生活支援サービスの担い手となれるように働きかける必要があります。 磯城郡シルバー人材センター担当者は、平成29年2月に設置した川西町生活支援体制整備事業協議体に参加しており、関係機関や地域住民等と意見交換できる場をもっており、地域課題に関する共通認識を図っています。 今後、さらに連携を強め、地域課題に応じた取組みを実現していきます。

(2) 高齢者の雇用促進のための啓発

現状	今後の方向
上記(1)と同様	上記(1)と同様

2 生きがいづくり

(1) 老人クラブ

現状	今後の方向
会員数は、平成26年4月をピークに微減傾向にある（平成29年4月現在、2,364人）ものの、川西町社会福祉協議会の協力を得ながら友愛活動の新規活動展開の推進及び既存活動の継続支援を行っています。	住民同士の見守り活動は、住民自らの気づきにより展開されるべきものであるため、社会福祉協議会の協力を得ながら、これまでどおり住民同士の気づきを促しつつ、各支部の意向やペースに合わせた活動の推進を図っていき

平成 27 年 4 月以降 2 箇所の新規サロン活動の立ち上げ支援を行い、平成 29 年 4 月 1 日現在、訪問活動 7 支部、サロン活動 8 支部で実施しています。	ます。 併せて、その活動が自治会域において重要な福祉活動として認識されるよう周知を図っていくことともに、それらの福祉活動がその地域で継続できるよう、各支部活動のネットワークづくりや研修会の企画について、社会福祉協議会を通じて支援します。
--	---

(2) 生涯学習

現状	今後の方向
(高齢者教室) 平成 28 年 5 月 開講式・講演 平成 28 年 6 月 社会見学 平成 28 年 7 月 町民集会 平成 28 年 10 月 講演会 平成 29 年 2 月 講演会・閉講式 (世代間交流) 子どもセンター行事での交流 平成 28 年 8 月 創作教室 平成 28 年 12 月 餅つき大会	住民に対し、広報やホームページを活用しながら学習情報を発信し、学習機会の提供に努めます。 また、その学習成果を地域に還元できる機会の充実にも努めます。

(3) 文化活動

現状	今後の方向
年 1 回のスポーツカーニバルの開催、スポーツ教室・クラブ (16 教室) や文化教室数 55 (平成 29 年度) があり、高齢者の生きがいづくりや社会活動の場となっています。	継続性のある内容の事業を増やし、広報やホームページを活用しながら、また活動団体を通じた P R などで交流機会の充実を図ります。

第3節 高齢者を支える地域づくり・まちづくり

1 高齢者への理解の促進

(1) 啓発・広報

現状	今後の方向
3年に1回介護保険パンフレットを作成し、主に窓口にて配布し説明しています。また、介護保険料決定等通知の際に、リーフレットを同封しています。 要介護認定決定通知、負担割合証交付の際に説明書を同封するなど理解の促進に努めています。 平成28年4月から川西町ホームページがリニューアルされたことに伴い、介護保険に関連する記事を掲載し、各種申請書等をホームページからダウンロードして利用できるようにしています。 平成28年10月から開始した川西町公式フェイスブックにおいて、イベント等の情報を発信しています。	改正制度に応じたパンフレット・リーフレットの作成、広報誌・ホームページ・フェイスブックを活用した住民への積極的な周知・啓発に取り組めます。

(2) 福祉教育

現状	今後の方向
①学校教育 【「ぬくもりの郷」グループホームの高齢者との交流】 「園児リズム集会」実施時に、「ぬくもりの郷」入所者を会場に招待し、元気いっぱいの園児の姿を参観していただき、手遊びを一緒にする等ふれあう時間をもっている。園児の指導は「親子リズムサークル」の指導を採り入れています。また、園外保育時に施設に立ち寄り、歌を披露したりともに手遊びをしたりする等して交流を深めています。 【祖父母参観の開催】 例年11月初旬に実施しています。参加型の参観としており、孫や他の園児とのふれあいの時間を設けています。祖父母世代は親世代の保護者とは違う大きな暖かな優しい眼差しで園児を見てくださります。普段の保護者参観よりも柔らかな雰囲気にも包まれた活動時間となっています。	【「ぬくもりの郷」グループホームの高齢者との交流】 年度の早い段階から打合せを行い、年間行事に組み込めるようしていきます。 【祖父母参観の開催】 年1回の実施を継続できるよう取り組みます。

現状	今後の方向
①学校教育 【学年ごとでの高齢者との交流】 1年生「昔の遊びの聴き取りや体験」：3学期に実施。地域の高齢者から子どもの頃の遊びについて聴き取ったり、実際に体験したりして今の生活との違いや時代の移り変わりがあることを知ります。 2年生「野菜の育て方を知る」：2学期に実施。地域の農家の方に野菜の育て方について教えてもらい、実際に校内で栽培体験することを通じて、高齢者への尊敬と感謝の気持ちを養います。 3年生「昔のくらしの聴き取りや体験」：3学期に実施。地域の高齢者から子どもの頃のくらしについて聴き取ったり、実際に体験したりして今の生活との違いや共通点を知ります。 6年生「戦争当時の様子の聴き取り」：10月に実施。平和学習の一環として、地域の高齢者から戦争当時の様子を聴き取り学習に活かします。 【学校行事での高齢者との交流】 全学年「ありがとう集会」：12月に実施。登下校見守り活動を担っている「見守り隊」の方を学校にお招きして、一緒に遊んだりプレゼントを渡したりして感謝の気持ちを伝えます。	各学年での取り組みが毎年実施できるよう工夫します。 学習指導要領の改訂（平成32年度）を踏まえた取組を検討していきます。
②社会教育 高齢者の生きがいづくりには、芸術、文化活動、スポーツ活動、また地域での活動への参加などがあり、活動や学習の機会を提供しています。 また、差別問題や障害者問題などの講座を実施することにより、人権に関する正しい理解と認識を深めます。	高齢者のニーズを把握しながら、継続性のある内容の事業を増やし、広報やホームページを活用しながら、また活動団体を通じたPRなどで交流機会の充実を図ります。

（３）世代間交流

現状	今後の方向
創作教室、餅つき大会、囲碁教室を開催しています。	継続性のある内容の事業を充実し、広報やホームページを活用しながら交流機会の充実を図ります。

2 高齢者を支える人材・組織

(1) 民生委員・児童委員

現状	今後の方向
活動の一環として、毎年、民生児童委員が地区内の高齢者に対し、日々の見守り及び災害時の安否確認等を行うための資料とすることを目的とした「高齢者実態調査」を実施しています。 具体的には、川西町に居住する高齢者であって、高齢者単独世帯（65歳以上で実態がひとり暮らしの世帯）及び、高齢者世帯（世帯員（夫婦、親子、兄弟、姉妹等）全員が65歳以上の世帯）の方々に対し、戸別訪問による調査を実施しています。	今後においても、複雑・多様化する地域の諸問題にかかわり、会議等を通じて協議しながら問題の解決にあたり、地区住民の福祉の充実を図っていきます。

(2) 民間ボランティア

現状	今後の方向
社会福祉協議会の協力を得て、住民同士の見守り活動であるふれあいサロン（老人クラブのサロン型友愛活動を含む）の推進並びに生活支援型の住民参加型在宅福祉サービス「サポート川西」の支援を行うとともに、ボランティア活動者のネットワークであるボランティア連絡協議会の活動支援を継続しています。 ふれあいサロンは、平成26年度10箇所に対して、平成27年度14箇所、平成28年度13箇所と増えています。 また、「サポート川西」の活動時間は、平成26年度118件936時間に対して、平成27年度147件995時間、平成28年度183件1,153時間と増加しています。 また、ボランティア連絡協議会の加入団体数も平成26年度11団体に対して、平成27年度11団体、平成28年度12団体と増えていま	住民参加型在宅福祉サービスは、有料・有償の活動であるものの、ボランティア活動の一環です。 住民の自主的な意欲と助け合いの気持ちに基づく活動（プロによる安価なサービスでない）であるため、この旨を利用会員や関係機関に理解していただけるよう周知を図りつつ、これまでどおり社会福祉協議会の協力を得て、活動会員の増加と現状の活動時間を維持できるよう支援していきます。 また、ふれあいサロン活動の新規立ち上げや活動の継続支援、並びにボランティア同士のネットワーク化についても従来

す。	どおり社会福祉協議会を通じて支援します。
----	----------------------

(3) 社会福祉協議会

現状	今後の方向
補助金の額は、平成 27 年度 14,124,278 円、平成 28 年度 14,702,131 円です。 平成 27 年度には、高齢者の見守りを兼ねた「ふれあい弁当事業」の対象者を拡大し、平成 28 年度には地域におけるふれあいサロンの継続を目的とした「ふれあいサロン活動支援事業」を立ち上げ、ふれあいサロンのネットワーク化とサロン活動者を対象としたサロンのネタ講座などを実施したとのこと。 また、ボランティアのネットワークの強化や住民参加型在宅福祉サービスの支援、ふれあいサロン活動の新規立ち上げ及び活動継続支援など、住民の福祉活動に密着した活動を展開してもらっています。	日常生活支援総合事業の充実等、住民福祉活動の必要性が高まる中、住民の参加を原則としたさまざまな地域福祉推進事業の展開を検討することが必要であり、福祉行政と車の両輪を担うべき社会福祉協議会に対する経常経費の補助を含めた継続的な支援と協力体制が必須であります。 また、社会福祉協議会における事業の展開や財政基盤の強化を含めた強化発展計画（仮称）の策定についても積極的に協力するものとします。

(4) 高齢者の見守り・支援

現状	今後の方向
地域包括支援センターでは困り事を抱えた高齢者の相談から、見守り訪問活動や地域の民生委員や近隣協力者への顔つなぎを行ったり、地域ケア会議等で見守り支援の体制作りを行っています。 また、介護予防などの教室やサロン活動に訪問することで、地域状況の把握や住民とのネットワーク作りに努めています。 川西町で実施されている見守りネットワーク事業所へ連絡や訪問を行い、見守り活動での相談等がないか、事業所とのネットワーク構築も図っています。	地域活動への訪問を増やし、生活支援コーディネーターとも協力しながら、住民とのネットワークを構築していきます。 民生委員と定期的に顔を見せる機会を設け、連携・協力できる体制を作っていきます。 見守りネットワーク事業に登録されている事業所へ、地域包括から勉強会などの呼びかけを行い、見守り活動への意識を高めるとともに、連携協力できる体制を作っていきます。

3 高齢者の安心・安全な暮らし

(1) 歩行空間・道路環境の整備

現状	今後の方向
随時ではありますが地元等の要望を受け、危険箇所に対する簡易な整備は実施しています。	大規模な整備は困難ですが、道路改良等を実施する際に適宜進めていく状況です。

(2) 公共施設の整備、改善

現状	今後の方向
(公共施設整備) 平成 27 年 3 月、庁舎内和式トイレ（9 箇所）をウォッシュレット付洋式トイレに改修 (公共施設駐車場) 平成 28 年 1 月、おもいやり駐車場区画設置「奈良県おもいやり駐車場制度」 施設：4 施設（川西町役場・川西文化会館・川西町ふれあいセンター・川西町体育館） 箇所：8 箇所（4 施設×2 箇所）	現状はおおむね完了しました。 今後は、防災等に重点を置いて進めていく予定です。

(3) 高齢者向け公営住宅の整備・設計（バリアフリー化）

現状	今後の方向
公営住宅の建て替えに伴い、高齢者向け住宅の建設を行いました。	必要な整備は完了しました。

(4) 民間住宅の整備

現状	今後の方向
奈良県居住支援協議会に参画し、連携を図っています。	奈良県居住支援協議会へ参画し、民間事業者等とも連携を図っていきます。

（５）医療対策

現状	今後の方向
医療機関に関する相談に応じた情報提供を行っています。	高齢者が自らのライフステージに応じた医療サービスを身近なところで安心して受けることができるよう主治医を中心とした在宅医療提供体制づくりの支援に努めます。

４ 福祉基盤の確保

（１）養護老人ホーム

現状	今後の方向
現在、町外の２施設に２名の方が入所しています。 年１～２件、養護老人ホーム入所に関する相談を受けていますが、いずれも要介護認定を受けているため介護保険施設入所が適切であると判断されており、計画期間における新規入所者はありません。	介護保険では補えず、養護老人ホームでの対応が必要となる潜在的ニーズがなくなることは考えにくいことから、措置制度として事業を実施します。

（２）老人憩いの家

現状	今後の方向
町内には「川西町老人憩いの家」１施設があり、集会やカラオケなど幅広く利用されています。	今後も高齢者の生きがいづくりの地域活動の拠点としての役割を担う重要な施設と位置づけ、さまざまな活動への参加を希望する高齢者が気軽に立ち寄れるよう、維持管理に努めます。

◆計画の円滑な推進のために（第7章）

第1節 サービス基盤の整備の確保

1 人材の確保と質の向上

現状	今後の方向
居宅介護支援事業所の利用圏域が重複する磯城郡において合同のケアマネジャー連絡会議を開催しています。	現在川西町の居宅介護支援事業所は2箇所、ケアマネジャーは4名であるため、町内事業所だけでは視野が狭くなりがちであり、また町外（近隣町）居宅介護支援事業所を利用している被保険者も多く、本町の介護保険施策に関わるケアマネジャーは町内のみにとどまっていません。 このため、磯城郡合同のケアマネジャー会議は、ケアマネジャー同志の貴重な意見交換の場であると共に、行政からの制度周知等を行うことができる機会になっており、今後も定期的を開催する必要性が高いと考えられます。

2 公平・公正な要介護認定体制の確立

現状	今後の方向
認定調査を遠隔地（県外）以外はすべて町直営で実施しており、判断基準や記載方法の均一化が図りやすくなっています。 調査は、職員2名で訪問しており、公平性の確保や調査票作成後の内容確認も徹底しています。	要介護認定の適正化は、介護給付適正化事業の一環として位置づけられています。 次期計画において、町の「介護給付適正化計画」を定める際に、この要介護認定の適正化を位置づけることになります。

第2節 正確な情報の提供と意識の啓発

現状	今後の方向
◆高齢者の健康づくりと生きがい対策（第6章） 第3節 高齢者を支える地域づくり・まちづくり 1 高齢者への理解の促進（1）啓発・広報と同じ内容	◆高齢者の健康づくりと生きがい対策（第6章） 第3節 高齢者を支える地域づくり・まちづくり 1 高齢者への理解の促進（1）啓発・広報と同じ内容

第3節 苦情の解決

現状	今後の方向
利用者からのサービス事業者等に関する相談や苦情を受け、必要に応じて事実確認等を行い、今後のサービスの質の向上に反映させることができるように努めています。	—

第4節 相談体制

現状	今後の方向
町直営であった地域包括支援センターを平成28年度から社会福祉法人いわれ会へ委託し、専門職（3職種）を配置し、より専門的できめ細やかな相談体制を構築しています。 地域に暮らす高齢者等に関する様々な相談を受け止め、訪問等により状況を把握し、適切な機関・制度・サービスにつなげてきました。 相談件数は延べ638件となっており、24時間365日、相談を受けることができる体制をとっています。	24時間365日相談を受ける事ができる体制をとり、いつでも安心して相談ができる場所として相談支援体制を確立していきます。 広報やチラシなどを活用し、地域包括支援センターが総合相談窓口である事を啓発していきます。 今後も専門職（3職種）を配置し、専門的できめ細やかな相談体制を構築しています。

第5節 サービスの質の確保

現状	今後の方向
積極的な（訪問やアンケート等）聞き取りは行っておらず、窓口において聴取した内容により必要に応じて事業者等に連絡をとるなどの対応をおこなっています。 町内の介護サービス指定事業者（福祉用具貸与・販売業者1件）について、奈良県の合同指導に参加しました。 地域密着型サービス事業者（グルー	地域密着型サービス及び総合事業の指定事業者は平成30年度から居宅介護支援事業者が町指定となることから、町による主体的な指導・監査の取り組みが必要となると考えられます。

現状	今後の方向
プホーム 1 件・地域密着型通所介護 2 件) については、運営推進会議に行政・地域包括支援センターが出席し、状況を確認すると共に必要な助言等を行っています。 町内の居宅介護支援事業所（2 箇所）のケアマネジャーについては、地域ケア会議を通じてプランナーとしての質の向上を促しています。 総合事業所説明会を開催しました（年 1 回）。	

第 6 節 庁内体制の整備

現状	今後の方向
平成 29 年度から福祉部門における庁内連携を図るための会議を開催し始めています。	定期的に会議を開催し、各担当課の連携を強化していきます。